

## 令和4年第5回羅臼町議会臨時会（第1号）

令和4年11月21日（月曜日）午前10時00分開会

---

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長行政報告  
日程第 5 議案第58号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算  
日程第 6 請願第1号 市町村議会に対する農業生産資材高騰対策対応に関する請願書
- 

### ○出席議員（8名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	加藤 勉 君		2番	田中 良 君
	3番	高島 譲二 君		6番	松原 臣 君
	7番	村山 修一 君		8番	鹿又 政義 君

---

### ○欠席議員（1名）

5番 坂本 志郎 君

---

### ○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊屋 稔 君	副 町 長	川 端 達也 君
教 育 長	石 崎 佳典 君	企画振興課長	八 幡 雅人 君
総 務 課 長	本 見 泰敬 君	税務財政課長	対 馬 憲仁 君
税務担当課長	飯 島 東 君	保健福祉課長	福 田 一輝 君
保健・国保担当課長	洲 崎 久代 君	産業創生課長	大 沼 良司 君
まちづくり担当課長	湊 慶 介 君	学 務 課 長	平 田 充 君

---

### ○職務のため議場に参加した者

議会事務局長 松崎 博幸 君 議会事務局次長 堺 勝敏 君

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

- 議長（佐藤 晶君） ただいまの出席議員は8人です。  
定足数に達しておりますので、令和4年第5回羅臼町議会臨時会を開会いたします。  
これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会期中における議場内でのマスクの着用並びに出入口3か所を開放いたします。ただし、発言時には、一定の距離を確保した上でマスクを外すことも許します。
- 

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

- 議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番加藤 勉君、8番鹿又政義君を指名いたします。
- 

◎日程第2 会期の決定

---

- 議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたいと思えます。御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。  
したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。
- 

◎日程第3 諸般の報告

---

- 議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。  
羅臼町監査委員から、定期監査の結果及び例月出納検査の結果について、報告がありました。  
次に、11月9日東京において開催されました、第66回町村議会議長会全国大会に出席いたしました。

資料は、議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 町長行政報告

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

まずは、第5回臨時議会に際し、議員皆様の御出席を賜りましたことをお礼申し上げます。

ただいま議長よりお許しを頂きましたので、1件の行政報告をさせていただきます。

秋の叙勲受章について、1件の行政報告をさせていただきます。

このたび、令和4年11月3日に発令されました秋の叙勲におきまして、麻布町 前羅臼町副町長であります鈴木日出男氏が、瑞宝双光章を受賞されましたので報告をいたします。

鈴木氏におかれましては、昭和45年羅臼町に奉職以来、37年余の長きにわたり、豊富な経験と卓抜なる見識をもって地方自治の発展に貢献し、平成19年6月、その豊富な行政経験と卓越した力量を買われ、羅臼町副町長に選任されて以来、令和元年6月までの12年間にわたり、職員の指導育成の役割はもとより、町長のよき補佐役として努められた功績が認められ、このたびの受章となったもので、誠におめでたいことでありまして、町民とともに祝福を申し上げる次第であります。

御本人の栄誉はもとより、当町にとりましても誠に名誉なことであり、ここに御報告申し上げます。

本日は令和4年度一般会計補正予算を上程させていただきました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した町民、また事業者への支援でございます。

副町長はじめ担当より説明をさせますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

---

#### ◎日程第5 議案第58号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 議案第58号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第58号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,892万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億8,298万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

14款国庫支出金5,616万8,000円を追加し、4億9,372万2,000円。

2項国庫補助金5,616万8,000円を追加し、3億3,834万2,000円。

内容につきまして、3,301万9,000円が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。この内訳は、羅臼町高齢者世帯等生活支援事業へ440万円、羅臼町原油価格物価高騰対応・事業者支援事業へ2,471万9,000円、知床らうす海鮮福箱事業へ390万円となっております。さらに、2,314万9,000円が燃料や物価などの高騰対策として、低所得世帯に対する電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金で、国から交付されるものでございます。

15款道支出金156万円を追加し、1億7,232万4,000円。

2項道補助金156万円を追加し、6,705万3,000円。住民税非課税の高齢者世帯や障がい者世帯などに対する高齢者世帯等生活支援給付金事業に対する北海道からの補助金となっております。

19款1項繰越金120万円を追加し、6,283万3,000円。歳出の財源調整として、前年度繰越金に求めるものでございます。

歳入合計5,892万8,000円を追加し、55億8,298万3,000円となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款民生費3,030万9,000円を追加し、5億4,329万1,000円。

1項社会福祉費3,030万9,000円を追加し、4億3,765万6,000円。2件の事業がありますが、1件目は、高齢者世帯等生活支援事業に対し596万円であります。これは福祉灯油の上昇に伴って実施してきておりました福祉灯油事業を拡大して実施するものでございまして、住民税非課税の高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯等が対象で、1世帯当たり2万円を支援するものでございます。2件目は、燃料や食料品など

の価格高騰による負担が増えたことを踏まえ、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して臨時的な措置としまして、特別給付金を1世帯当たり5万円を支給する事業で2,434万9,000円であります。財源につきまして、扶助費が95%、そのほかは全額国庫補助金となっております。

6款1項商工費2,861万9,000円を追加し、2億9,891万6,000円。これにつきましても2件の事業がございます。1件目は、燃料や食料品などの価格高騰により経済的な影響を受けております町内事業者への支援事業で、法人に対して6万円、個人事業者に対して3万円を支援するものでございます。事業費は2,471万9,000円でございます。2件目は、町内の消費喚起や地域経済の活性化を目的としまして、水産物流通改善支援事業として、知床らうす海鮮福箱を実施するものでございまして、事業費は390万円でございます。これらの財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

歳出合計5,892万8,000円を追加し、55億8,298万3,000円となるものでございます。

なお、この後、補正予算の詳細につきましては、各担当課長から事項別明細書により御説明させていただきます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 詳細につきまして、別冊資料の事項別明細書で御説明いたしますので、お手元に配付の別冊資料、事項別明細書の5ページ、6ページをお開き願います。

歳出でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、その他社会福祉事業に要する経費に3,030万9,000円の追加でございます。

内容は2件ございまして、1件目は、今年9月に国で示された令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金）2,434万9,000円と、2件目は、今年6月に北海道で決定された高齢者世帯等生活支援事業596万円でございます。

3節職員手当等、職員の時間外手当勤務に9万6,000円。これは、電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援分でございます。

10節需用費、消耗品、用紙代等で10万8,000円。うち電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援分が10万5,000円、高齢者世帯等生活支援給付金が3,000円です。印刷製本費、コピー代で2,000円は、高齢者世帯等生活支援給付金分でございます。

11節役務費、通信運搬費、切手代等で25万9,000円。うち電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援分が15万7,000円、高齢者世帯等生活支援給付金分が10万2,000円でございます。手数料、振込手数料として8万6,000円。うち電力・ガス食料

品等価格高騰緊急支援分が5万3,000円、高齢者世帯等生活支援給付金分が3万3,000円でございます。

18節負担金補助及び交付金の負担金、北海道自治体情報システム協議会負担金8万8,000円は電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る負担金でございます。

19節扶助費に2,967万円の追加でございます。内訳は、電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金が2,385万円、高齢者世帯等生活支援給付金が582万円でございます。

各事業の詳細につきまして御説明いたしますので、別冊参考資料の8ページ、資料5、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業の概要（電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金）を参照してください。

事業の概要でございます。

目的につきましては、物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、国でプッシュ型給付を行うこととされたことを踏まえ、臨時的な措置として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給するものでございます。

給付の対象につきましては、1、令和4年9月30日において、羅臼町住民台帳に登録されている者であって、次のアまたはイに該当する世帯の世帯主とします。

ア、令和4年度分の町道民税均等割が非課税である世帯。これは474世帯分でございます。

イ、令和4年1月以降の家計急変世帯。これにつきましては、令和3年度の事業の実績から3世帯分が国から割り振られております。

2といたしまして、1の規定にかかわらず、町道民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって、町道民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとします。

9ページをお願いいたします。

給付額は、1世帯当たり5万円。

支給開始予定につきましては、案内発送を12月上旬。支給開始を12月中旬から実施する予定でございます。

事業費につきましては、住民税非課税世帯474世帯及び家計急変世帯分3世帯、合わせて477世帯掛ける5万円で2,385万円。事務費に49万9,000円を計上しまして、合計2,434万9,000円となるものでございます。

歳入につきましては、事務費の100%、事業費の95%を国庫補助金で見込んでおります。

続きまして、2件目の、羅臼町高齢者世帯等生活支援事業について御説明いたしますので、参考資料の4ページにお戻りいただきまして、資料2、羅臼町高齢者世帯等生活支援事業の概要を参照願います。

この事業につきましては、今年度6月に北海道で決定された事業でございますが、従来行っております、羅臼町福祉灯油事業と対象者や給付額が似通っており、住民の混乱や申請窓口での混乱を防ぐため、従来からの羅臼町福祉灯油事業は行わず、北海道で行うこの事業に羅臼町福祉灯油事業の内容を加え一本化し、対象者及び給付額を拡大して実施するものでございます。

目的でございます。コロナ禍における原油価格や物価の高騰の影響を受ける低所得の高齢者世帯及び障がい者世帯、ひとり親世帯に対して、その影響緩和を目的とし給付金を支給するものです。

給付の対象者につきましては、令和4年9月30日現在、羅臼町住民基本台帳に登録されている者であって、次の(1)から(4)に該当する世帯の世帯主でございます。

(1)は、令和4年度住民税非課税の高齢者世帯で、年齢満65歳以上の単身高齢者世帯及び65歳以上の者で構成されている高齢者世帯でございます。対象世帯は245世帯、うち生活保護世帯は33世帯でございます。

(2)は、令和4年度の住民税非課税の障がい者世帯で、知的障がい、身体障がい、精神障がい世帯の合わせて15世帯分でございます。

ここまですが北海道の事業で示されている対象者でございますが、当町では260世帯分となります。次の(3)、(4)を加えることで、羅臼町福祉灯油事業の対象者が網羅され、(1)の65歳以上70歳未満の世帯が追加されることで、従来の福祉灯油事業の対象者が拡大されることとなります。

(3)は、令和4年度ひとり親世帯で19世帯分。

(4)は、生活保護世帯でございますが、64歳未満の保護受給世帯12世帯分となります。

(1)から(4)までの対象全世帯数は合計で291世帯となります。

給付額につきましては、1世帯当たり2万円、北海道の基準での1万2,000円のところ、8,000円を増額して2万円としています。

支給開始予定日は、案内発送が12月上旬、支給開始が12月中旬を予定しております。

5ページをお願いいたします。

事業費につきましては、(1)から(4)の全対象者数291世帯掛ける2万円で582万円。うち、歳入で北海道補助金の対象者260世帯、(1)と(2)の対象者でございますが、260世帯掛ける北海道の補助基準額1万2,000円の補助率2分の1、156万円を道補助金で見込んでおります。町単独拡大分として、財源の不足となる①の260世帯掛ける1万2,000円掛ける補助率2分の1の156万円と、②の町単独上乘せ分が260世帯掛ける8,000円で208万円、及び対象者拡大分(3)ひとり親世帯、(4)生活保護世帯の合計31世帯掛ける2万円で62万円。それから、③の事務費、需用費及び役務費の合計14万円を合計した額440万円を新型コロナウイルス感染

症対応地方創生臨時交付金に求め実施するものでございます。なお、総事業費につきましては、事業費、事務費合わせまして596万円でございます。

従来の羅臼町福祉灯油事業と今年度実施いたします、高齢者世帯等生活支援事業につきまして、対照表を添付しておりますので、下段の表を御参照ください。右欄が従来の福祉灯油事業、左欄が今年度実施する高齢者世帯等生活支援事業でございます。

対象者の違いにつきましては、今年度事業については65歳以上の高齢者が対象でございます。従来の福祉灯油では70歳以上ですので、拡大して実施することになります。また、今年度北海道で示された対象者は(1)高齢者世帯及び(2)障がい者世帯でございますが、従来の福祉灯油で実施している(3)ひとり親世帯及び(4)生活保護世帯を含めることで、対象者が従来と網羅されることとなります。これにより、対象世帯は令和3年度実績で192世帯であったものが291世帯となりまして、99世帯分の拡大となります。

給付金額につきましては、従来の福祉灯油事業では1万円、生活保護世帯は5,000円の商品券での支給でしたが、このたびは全世帯2万円の給付金となります。

また、今年度実施する羅臼町高齢者世帯等生活支援事業は今年度限りの予定でございます。

以上です。

○議長(佐藤 晶君) まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長(湊 慶介君) それでは、次に商工費の一般会計補正予算につきまして御説明させていただきます。

別冊資料の5ページから8ページにかけての、6款1項商工費2目商工振興費、新型コロナウイルス感染症経済対策に要する経費に2,861万9,000円の追加でございます。

内容は、2点ありまして、1点目は、原油価格や物価高騰に伴い経済的な影響を受けている町内事業者への支援をする、原油価格物価高騰対応・事業者支援事業でありまして、事業費総額2,471万9,000円になります。2点目は、水産物の流通の促進と町内の消費喚起及び地域経済の活性化を図ることを目的とした、水産物流通改善支援事業(知床らうす海鮮福箱)でありまして、事業費総額390万円になります。

10節需用費の消耗品に、原油価格物価高騰対応・事業者支援事業のインク購入費用として6,000円を、水産物流通改善支援事業の福箱購入などの費用として48万2,000円で、合計48万8,000円。

11節役務費の通信運搬費に、原油価格物価高騰対応・事業者支援事業に係る送料として4万9,000円を、水産物流通改善支援事業に係るらうす会会員への案内用の送料として3万7,000円で、合計8万6,000円。広告料に水産物流通改善支援事業に係るチラシ折り込み料として7,000円。手数料に原油価格物価高騰対応・事業者支援事業で支給する際の口座への振込手数料として6万4,000円。

12節委託料には、水産物流通改善支援事業に係る梱包作業及び保管料などの費用として、知床らうす海鮮福箱梱包保管委託料に37万4,000円。

18節負担金補助及び交付金のうち、負担金、水産物流通改善支援事業に係る協力機関への負担金として、知床らうす海鮮福箱事業負担金に300万円。補助金には、原油価格物価高騰対応・事業者支援事業で、各事業者への補助金として、原油価格物価高騰対応・事業者支援事業補助金に2,460万円となります。

なお、事業費の財源は、いずれも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものであります。

また、以上2点の事業詳細につきましては、別冊の参考資料で御説明させていただきますので、参考資料の6ページ、資料3を御覧願います。

まず始めに、1点目の羅臼町原油価格物価高騰対応・事業者支援事業でございます。

本事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続く中、原油価格または物価高騰により、さらなる経済的な影響を受けている町内事業者の経営の持続を図るため、補助金を交付するものでございます。

給付対象者は、町内に本店や営業所などを有する法人、または本町に住民登録をしている個人事業者で、令和4年4月1日時点で営業しており、かつ交付申請及び交付決定時点でも継続して営業している者。ただし、町の指定管理事業者で町からの委託料の支給を受けている者、町からの運営補助金を受けている者、政治団体、宗教法人、不動産収入のみの者、営業収入が定置漁業の協業者のみの者のほか、原則、町税等に滞納がある者を除く者であります。

想定される事業者数は、法人で240件、個人事業者で340件の計580件になります。

支援金額は、法人が1件6万円で、個人事業者が1件3万円でございます。

事業費は、消耗品費、通信運搬費、手数料などの事務費として11万9,000円、補助金として2,460万円で、計2,471万9,000円になります。

なお、申請受付期間は令和4年11月28日から令和5年1月31日までとなります。

7ページをお願いいたします。

2点目は、水産物流通改善支援事業（知床らうす海鮮福箱）になります。

本事業の目的は、新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらし続けている中、停滞する水産物の流通を促進し、町内の消費喚起及び地域経済の活性化を図ることを目的とするものでございます。

事業内容につきましては、市場価格1万円相当の海産物詰め合わせを5,000円で販売し、その5,000円に町が3,000円を上乗せして支払いをするため、市場価格の8割程度での提供を求めるものでございます。

なお、梱包作業は町内事業者に委託し、販売時期はお歳暮時期の12月の中旬に販売を予定しております。

事業費は、箱代などの消耗品費に48万2,000円、送料などの役務費に4万4,000円、梱包作業等に係る委託料に37万4,000円、協力機関への負担金として300万円で、合計390万円になります。

本事業の実施に当たっては、知床らうす特産品販売振興会の御協力をいただくものでございます。

また、販売に当たっては、1人5箱までとするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が……、失礼いたしました。

税務財政課長。

○税務財政課長（対馬憲仁君） 引き続き歳入を御説明いたしますので、3ページにお戻り願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金に5,616万8,000円の追加で、内容につきましては2点ございます。

まず1件目は、1目総務費国庫補助金に3,301万9,000円の追加で、内容につきましては3点ありまして、まず1点目は、羅臼町高齢者世帯等生活支援事業に440万円の追加で、原油価格や物価高騰の影響を受ける低所得の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯に対し、その影響緩和を目的とする高齢者世帯等生活支援に対して北海道から交付される補助金の補助裏分であります。2点目は、羅臼町原油価格物価高騰対応・事業者支援事業に2,471万9,000円の追加で、原油価格または物価高騰によりさらなる経済的な影響を受けている町内事業者の経営の持続を図るための支援をするもの。3点目は、水産物流通改善支援事業に390万円の追加で、水産物の流通を促進し、町内の消費喚起及び地域経済の活性化を図るため、知床らうす海鮮福箱の割引分及び事業費分を支援するものであり、三つの事業の合計で3,301万9,000円となるものであります。

このことによりまして、令和4年度の臨時交付金は配当見込額の総額1億5,916万9,000円に対して、補正予算充当後の残額は377万4,000円となる見込みであります。

なお、参考資料の1ページから3ページ、資料1には、令和4年度の臨時交付金の充当予定事業を予算ベースで掲載しました、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画案を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

そして、国庫補助金の2件目につきましては、2目民生費国庫補助金に2,314万9,000円の追加で、電力・ガス食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対する子育て世帯等臨時特別支援、電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金の財源として、事業費の95%分、事務費の全額が国から交付されるものを子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金に2,265万円、子育て世帯等臨時特別支援事務費補助金に49万9,000円をそれぞれ追加するものであります。

15款道支出金2項道補助金2目民生費道補助金に156万円の追加で、原油価格や物

価高騰の影響を受ける低所得の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯に対し、その影響緩和を目的とする高齢者世帯等生活支援に対して、北海道から交付されるものを市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金に追加するものであります。

19款1項1目繰越金に120万円の追加で、歳出の財源調整として前年度繰越金に求めるものであります。

以上、歳入歳出それぞれ5,892万8,000円の追加補正をお願いするものであります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

加藤 勉君。

○1番（加藤 勉君） それでは、歳出のほうなのですが、民生費の社会福祉総務費、その中にあります扶助費、子育て世帯の臨時特別給付金、電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援事業で2,385万円というふうになってございます。

それで、資料5を見ますと、非課税世帯で474、合わせて477世帯というふうに世帯数が出ておりますけれども、この世帯数なのですが、町内における18歳未満の子供を持つ世帯数についてお伺いいたします。何件でしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 昨年実施いたしました子育て世帯臨時特別給付金、先行給付と追加給付10万円を給付した事業でございますけれども、それがちょうど18歳以下が対象でございますので、その実数でございますと384世帯、子供の数で630名となっております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤 勉君。

○1番（加藤 勉君） 分かりました。

それと、非課税なる世帯数の、非課税ですから所得があまりないのかなというような気がしますが、この非課税となる世帯の年収額、大体でいいのですけれども、大体夫婦と子供2人の場合の非課税となる給与の収入額というのはいかほどになるのか教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 税務担当課長。

○税務担当課長（飯島 東君） それぞれの世帯いろいろ控除等ありますけれども、そういったものを抜きにして、普通の御主人が働いていて奥さんがいて子供が2人の扶養という形で言いますと、194万円未満という形になります。

○議長（佐藤 晶君） いいですか。

加藤 勉君。

○1番（加藤 勉君） 先ほど18歳未満の子供を持つ世帯数384というふうにおっしゃいましたけれども、そうすると477世帯というのは、これオーバーするのですけれど

ども、その辺は誤りではないのでしょうか。私が言っているのは、町内における18歳以上の子供を持つ世帯数でございます。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 先ほどお伝えしました18歳の子を持つ世帯数が全体で384世帯とお伝えしましたが、そのうち非課税世帯につきましては23世帯というふうになっております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤 勉君。

○1番（加藤 勉君） ちょっと数字が見えてこないのですけれども、そうすると、477世帯というのは、昨年の実施した世帯よりも多くなっているということで構わないのでしょうか。

それと、もう1点、年収が194万円ということになると、月々の月給というか、それが20万円以下になりますよね。そうなってくると、非課税家庭ではなくて課税家庭になってまいりますよね。そういったことで、言ってみれば支給されない世帯があるのかどうか、その辺についてお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） まずこのたび上程させていただいている事業につきましては、住民税非課税の世帯が対象でございます。先ほどお伝えした、そのうち18歳以下の子供がいる世帯は23世帯ということで、住民税非課税世帯への給付金事業と、それから子供1人当たりには幾ら払うかという事業につきましては別々な事業なのでございますが、頭についている国の補助の名称が、子育て世帯等臨時特別支援事業という名称が頭についております。なので、これの事業の内情としては、子供1人当たりには給付する事業と、それから別に住民税非課税世帯に給付する事業がございまして、このたび上げているというのは住民税非課税世帯の事業ということになります。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤 勉君。

回数が過ぎていきますので、まとめて簡潔に質問してください。

○1番（加藤 勉君） 今、なぜをこれを言いたいかというと、どうしてもこういう所得制限のあるものについては、非課税世帯というふうにして全てなっているのですよね。実際問題、18歳未満の子供がいて、年収194万円以下の生活の人はこの給付金を非課税の枠があって、もらえない人がいるのではないのかというところから出ております。

あくまでも国の基準は分かりますよ。令和4年度の道民税均等割が非課税家庭である世帯という、これは国の基準なのです。国の基準ではなくて、私が言うのは、町として、支給されない世帯も何らかの形で町単でも実施すべきではないのかということをお願いいたしますけれども、それについてはどういうふうにか考えるのか。国は国の補助金、町は町の補助金というふうにして考えて二通りで支給するのかどうか、その辺、最後にお願いま

す。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 今回の事業については、加藤議員おっしゃったとおり、国の制度の中で実施する事業でございますので、この制度に沿って実施させていただきたいと思っておりますけれども、その分の町のほうの上乗せ、あるいは対象者を拡大しないのかということだと思っておりますけれども、その分については、これまで全町民対象に1万円給付ですとか実施してきた経緯がございます。今回については国の制度の事業単独で行いたいと思っておりますけれども、今後の情勢を踏まえて、それ以外の方について何か支援があるかどうかというのは、今後検討させていただきたいと思っておりますけれども、今回の事業についてはあくまでも国の事業ということで押さえていただきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） ほかに質問ありませんか。

松原 臣君。

○6番（松原 臣君） ちょっと1点なのですけれども、確認したいと思います。

参考資料の5ページなのですけれども、従来の事業と今年度の事業の比較あるのですけれども、給付金額の下のほうから2番目なのですけれども、今年度は2万円ということで、昨年、従来は1万円と。これは生活保護者に括弧で5,000円と書いてあります。これ2万円の中に生活保護者が入っているのかどうかと、それともう一つ確認なのですけれども、恐らく追加にならないと思うのですけれども、生活保護者は例えば臨時に収入があった場合はそれを生活保護費から引かなければならないのですけれども、従来は。そういうような決まりでいたというふうに私は聞いていますし、確認してはおりますけれども、その点2点ちょっと確認したいのでお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） このたびの事業で2万円、全世帯に配付する中に生活保護世帯は含まれております。道のほうに確認いたしました。従来やっている福祉灯油もそうですけれども、このたびの収入については生活保護費に含めないということです。町からお金が入ったという申請は出しますが、後々引かれるということはありません。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） いいですか。（発言する者あり）

ほかにありませんか。

田中 良君。

○2番（田中 良君） 羅臼町原油価格物価高騰対応・事業者支援事業の概要の説明の中で、給付対象者に1番と2番あって、1番の中に、（5）として不動産収入のみの者と、6番で営業収入が定置漁業の協業者のみの者が除かれるように書かれているのですけれども、この辺の査定を、線引きをした理由というのをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（湊 慶介君） まず⑤の不動産収入のみの者につきましては、今回は物価高騰また原油価格の高騰というようなことがあります、基本的に不動産収入の方につきましては影響があまり出ないだろうと、そういう内部協議の中で今回対象から外しているものであります。

2つ目の⑥の営業収入が定置漁業の協業者のみの者につきましては、この意味合いでちょっとお話しさせていただきますが、定置漁業につきましては、例えば3人の方で協業をしていると、その際にこの今回支給するものについては、あくまでも一事業者ということの扱いにさせていただきますので、3人で協業をしていたとしても3人の方からの申請は受けられないということで、あくまでも代表、あるいは代表取締役の方になると思うのですが、会社を代表する方が代表して申請をしていただくという意味合いのものであります。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 田中 良君。

○2番（田中 良君） まず不動産収入のみの者は影響がないという捉え方なのですが、実際にこのコロナ禍によって、物価高によって、例えば土地を借りれなくなった、家賃を借りれなくなったということで、減額をしてあげたり何だりということが実際の経営者の中で出てきているので、それで影響がないという捉え方はちょっと私は感覚的にちょっとおかしいのかなと。いわゆる一般の人方がこういう物価高によって影響を受けているということを引き、実際に不動産の関係も当然少なからずの影響は出ると思います。家賃の下げたり猶予をしてあげたりというような、いろいろなことが出てくると思います。この点、1点あると思うのですけれども、見解の違いと判断の違いの中で認める認めないという話にはなると思うのですけれども、その辺のあたりがきちっと内部でもんでいただければありがたいと思います。

あと、6番目の営業収入、定置漁業者の協業者のみ、3事業で運営しているという形ですけれども、協業者も個人事業者としての申請を税務申請しているはずなのです。ですから、あくまでも個人事業者も協業者も個人事業者の一環となる可能性あると思うのですけれども、その辺の捉え方の認識の仕方、ましてや、定置漁業者につきましては6か月間から7か月間ぐらいの漁期間しかないの、通年ずっとやっているわけではないので、特にその残りの月につきましては、自分で事業を起こせるような状態である人もいるけれども、ない人もおられると思うのですよね。だから、そういうような形でちょっとそれが個人事業者が3人だ、5人だと申請している定置漁業だから法人、1法人で1人しか認められないという捉え方がちょっとおかしいのではないかと思うのですけれども、その辺の見解ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（湊 慶介君） まず不動産収入のみの者の件でございますが、不

動産といいますと土地及び建物、建物は特にアパート関係になるかと思うのですけれども、基本的に家賃の、あるいは使用料の減額というのは、経営者のほうに確かにそうやってやられている方もいらっしゃるのかもしれませんが、あくまでも土地代についての収入、それから建物の使用料、一般的にはアパート、民間アパートの方々の収入ということで、大きな影響がないだろうという判断にしているところであります。

また、2つ目の⑥の営業収入が定置漁業の協業者のみの者ということにつきましては、定置漁業者でも例えば別にもう一つ事業を、例えば刺し網ですとか何かとか別な事業をやっているという場合につきましては、議員からお話があったとおり、それについては個人事業者ということで認められるということになっておりますので、あくまでも⑥については、営業収入が定置漁業の協業者のみの者と、営業収入がというところで、そういった形での分けとしております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 田中 良君。

○2番（田中 良君） これが最後の質問になります。

今の課長の答弁でありますと、協業者の件なのですけれども、漁業権を持って定置に参画するので、その後に漁業権を使って刺し網をやるとか、そういうことはほぼできないような状態で漁業権を持っている方が入っていると思います。例に例えますと、昆布漁業の権利を持っている人であれば、当然定置とかぶる、そういうような形で、事業できないという形取られる方もあるので、こうやってこういう給付金を与えるのであれば、その範囲内につきましては、やっぱり定置漁業者の方々とかはじめ昆布漁業者もいろいろな刺し網漁業者もそうですけれども、やっぱり税法上では個人所得じゃなく個人事業者としての税の申請しているものだから、それは認めてあげるべきだと私は思うのですよ。ですから、その辺のあたりの相違の違いというのかな。だからなるべくこういうものをやるときに、漏れがないように、やっぱり今みたい指摘を受けて、やっぱりちょっと疑問符になるところが出てくるという形が出るので、やっぱりその辺のあたりきちっと精査したほうがよろしいかと思うのですけれども。

○議長（佐藤 晶君） 答弁方、副町長。

○副町長（川端達也君） 今の御質問でございますけれども、あくまでも営業収入が定置漁業者の協業者のみの者は対象外ということなのですけれども、基本的にこの事業、事業所の安定経営を、少ない支援ではありますけれども、事業所の安定経営を目指すということが根本でございますので、一事業者一申請ということで扱っていきたいというふうに思っております。

確かに漁業権の話でいきますと、定置の方が違う漁業ということはありませんけれども、別な事業、漁業以外で別な事業を行っている方については、それは個人事業者として対象ということでさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

松原 臣君。

○6番(松原 臣君) 今の件なのですけれども、この事業収入者の定置漁業の共同参画者は、これ正式名ではないですよ、これ。協業者というのを今使ってないですよ。正式名は共同経営参画者になっているはずですよ、これ、文言。だからこれは個人事業者が定置漁業に務めてやる部分ですから、だから個人事業者なのですよ、これ。そこら辺、認識ちょっと違うのではないのかな。言葉も違うし。そこら辺どうですか。

○議長(佐藤 晶君) 暫時休憩しますか。

暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

---

午前10時59分 再開

○議長(佐藤 晶君) 再開します。

まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長(湊 慶介君) ただいまの御質問につきまして、⑥の営業収入が定置漁業の協業者のみの者ということにつきまして、議員のほうから御指摘がありました共同経営参画者ということを私どもちょっと認識不足でした。ここについて、資料のほうについては大変申し訳ありませんが、「協業者」という言葉を「共同経営参画者」という形に訂正させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長(佐藤 晶君) ほかにありませんか。

高島讓二君。

○3番(高島讓二君) 知床らうす海鮮福箱についてお聞きしたいと思えます。

今まで、今回3回目だと思うのですが、1回目、2回目について、海鮮福箱に対する御意見何か購買者から頂いていますか。

○議長(佐藤 晶君) まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長(湊 慶介君) 御意見ということでは、非常にいいものを買えたというようなことで頂いたということは聞いております。

また、今回は12月だったのですけれども、前回は昨年については夏場に行ったということもあって、ちょっと時期は違ったのですけれども、非常によかったというふうに聞いております。

以上です。

○議長(佐藤 晶君) 高島讓二君。

○3番(高島讓二君) 大変結構だと思います。

2回目、私のほうに、町長の挨拶が入っているのですけれども、海鮮福箱の中に。誤った使い方がされているということで苦情があったのですけれども、その辺よく注意して言葉の使い方を考えてほしいなと思えます。

それと、最近物価高騰で何でも値上がりしていますから、購買する人は1万円相当を5,000円で買えるということは大変結構なのですけれども、物価高騰で大変業者の人たちも大変だとは思いますが、買ったのだけれども、これ1万円の価値あるかなという、決して見劣りしないようにやっていただきたいなと思います。

それと、あと大変重要だと思うのですが、これ3回目で気が緩むことなく、品質管理のほうを十分気をつけてやっていただきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 答えはいいですか。

ほかにありませんか。

村山修一君。

○7番（村山修一君） 私のほうからも2点ほどちょっと確認をさせてください。

まず、原油価格高騰対応ということで、法人には6万円、個人事業主には3万円ということで、個人の場合、半額ということなのですけれども、この辺の決め方の根拠をひとつ教えていただきたいのと、それから、同じような出どころで、地方創生の関係で、先般北海道のほうから組合として4社のほうに事業継続給付金ということで、申請採用されていますけれども、今回のこの対象と、その北海道の助成金と全く別個に受け取ることができるのかどうか、そこを確認したいと思います。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（湊 慶介君） まず1点目の支援金額の根拠というような御質問だったと思うのですが、こちらにつきましては、法人、個人というふうに最終的に分けたのですが、最初の内部のいろいろ協議の中では、一律というところもあったのですが、個人事業者、法人事業者、確かに会社の規模、事業者の規模によってかけ離れたものはあると思うのですが、一般的に法人のほうが大きい、資本金も含めて、立ててやりますので、大きい規模というふうに判断をした中で、法人のほうを6万円、個人事業者のほうを3万円ということにしております。

なお、全体の国からの予算の、こればかりでなくて、これまで行ってきた事業もありまして、全体の予算も見ながら、そういった金額の設定にしたということになっております。

2点目の質問については、私どもちょっとまだ確認できてませんので、大変申し訳ないのですが、確認した中で御回答させていただきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 村山修一君。

○7番（村山修一君） 1点目は分かりました。

確認というよりも、2点目ですが、今回制度化するに当たって、北海道から既に給付されている部分がありましたね。それとの対応がどうなるのか。つまり、関係なく対象になれば申請できますよということなのか、重なった場合にはできませんよということなのか、そこだけ確認したかったのです。言っていること分かりますよね。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 今御指摘いただきました事業継続給付金の関係、北海道の事業だと思えるのですけれども、これはあくまでも北海道の事業でありまして、今回やる事業については、臨時創生交付金を活用しまして、町単独でやる事業でございますので、これはあくまで切り離して考えてもらって構わないと思います。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第58号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第58号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第58号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 請願第1号 市町村議会に対する農業生産資材高騰対策対応に関する請願書

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 請願第1号市町村議会に対する農業生産資材高騰対策対応に関する請願書を議題といたします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第90条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 請願第1号市町村議会に対する農業生産資材高騰対策対応に関する請願書。

上記の議案を、会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年11月21日提出。

羅臼町議会議長 佐藤 晶殿。

提出者、羅臼町議会議員 高島穰二。

賛成者、羅臼町議会議員 加藤 勉、同じく田中 良。

請願文書表、受理番号1。

受理年月日、令和4年11月9日。

件名、市町村議会に対する農業生産資材高騰対策対応に関する請願書。

請願の要旨。新型コロナウイルスやウクライナ情勢、円安進行などによる飼料、肥料、燃料といった営農に必要な農業生産資材の高騰により、農業生産基盤の維持・存続が危機的な状況である。過去に経験したことがない急激な価格高騰に対し、万全な支援水準になるよう地域実態に応じた市町村の影響緩和対策を求める。

請願者の住所、氏名。標津町字川北基線西2、標津町農業協同組合、代表理事組合長 下西和夫。

紹介議員氏名、小野哲也。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、請願第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

請願第1号市町村議会に対する農業生産資材高騰対策対応に関する請願書を、採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第6 請願第1号市町村議会に対する農業生産資材高騰対策対応に関する請願書は、採択することに決定いたしました。

---

### ◎閉会宣告

---

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第5回羅臼町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員